

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 7 月 1 日

大和自動車交通株式会社

宮園砒油株式会社

株式交換に係る事後開示書面

2022年7月1日

東京都江東区猿江二丁目16番31号
大和自動車交通株式会社
代表取締役社長 大塚 一基

東京都中野区中央三丁目13番11号
宮園砒油株式会社
代表取締役 川村 能正

大和自動車交通株式会社（以下「大和自動車交通」といいます。）及び宮園砒油株式会社（以下「宮園砒油」といいます。）は、2022年5月13日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022年7月1日を効力発生日として、大和自動車交通を株式交換完全親会社、宮園砒油を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2022年7月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

（1） 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求を行った宮園砒油の株主はおりませんでした。

（2） 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

宮園砒油は、会社法第785条第3項の規定に基づき、2022年6月1日付で、宮園

砥油の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である大和自動車交通の商号及び住所を通知しましたが、会社法第 785 条第 5 項に定める期間内に、同条第 1 項に従って、宮園砥油に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、大和自動車交通にとって会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

大和自動車交通は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号の規定により、2022 年 6 月 6 日付で、大和自動車交通の株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全子会社である宮園砥油の商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交換は、大和自動車交通にとって会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当するため、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求を行うことができる大和自動車交通の株主はおらず、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社

法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換により大和自動車交通に移転した宮園砒油の株式の数は、40,000 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) 大和自動車交通は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した大和自動車交通の株主はおりませんでした。
- (2) 宮園砒油は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2022 年 6 月 24 日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) 大和自動車交通は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の宮園砒油の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する宮園砒油の普通株式 1 株に対して大和自動車交通の普通株式 3.1726 株の割合をもって大和自動車交通の自己株式を割当交付しました。大和自動車交通が交付した株式の総数は 126,904 株です。
- (4) 本株式交換に伴う、大和自動車交通の資本金及び準備金の額の変動はございません。

以 上